

# 東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例の臨時特例を定める条例

平成元年 2月23日

条例第2号

東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例(昭和51年条例第1号)第5条第1項に定める執務をしない日のほか、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律(平成元年法律第4号)に基づく休日を同項に規定する執務をしない日とする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に規定する執務をしない日は、東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)の執務をしない日に関する規定をその他の条例又は規則において適用する場合(当該条例又は規則において、他の条例又は規則を準用して適用する場合を含む。)にあっては、勤務時間条例に定める執務をしない日とみなす。